

人材認定等事業に係る登録に関する省令の一部改正について

環境教育等推進専門家会議審議まとめ

．環境教育等支援団体指定制度

法律参照条文

(環境教育等支援団体)

法第 10 条の 2 主務大臣は、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項の特定非営利活動法人その他の営利を目的としない民間の団体であって、次項に規定する事業(以下この条及び第二十五条第一項第一号において「支援事業」という。)に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、環境教育等支援団体(以下この条及び第二十五条第一項第一号において「支援団体」という。)として指定することができる。

一 支援事業を確実にを行うに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものとして、**主務省令**で定める基準に適合するものであること。

二 前号に定めるもののほか、支援事業を公正かつ適確に実施することができるものとして、**主務省令**で定める基準に適合するものであること。

2 支援団体は、環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組を行う国民、民間団体等を支援するため、次に掲げる事業の全部又は一部を行うものとする。

一 環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。

二 環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組に関する調査研究(これらに関する政策に係るものを含む。)を行い、及びその成果を提供すること。

三 環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組の手引その他の資料等を作成し、及び提供すること。

四 環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組に関し、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。

五 環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組を行うに当たって必要な指導者等のあっせん又は紹介を行うこと。

六 前各号の事業に附帯する事業

3～6 (略)

7 前各項に定めるもののほか、第一項の指定の手続その他支援団体に関し必要な事項は、**主務省令**で定める。

省令の案

1．環境教育等支援団体の指定の基準

(1) 経理的基礎に関する指定基準（法第10条の2第1項第1号関係）

指定の申請を行う団体が債務超過の状態にないこと。

支援事業を適確かつ円滑に実施するのに必要な資力を有していること。

(2) 技術的能力に関する指定基準（法第10条の2第1項第1号関係）

指定の申請をする団体の構成員に当該団体が行う支援事業に3年以上従事した経験を有する者が一人以上含まれていること。

当該団体が行う支援事業を、当該支援事業に3年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者が行い、又はこれらの者の指導の下に適切に行うものであること。

当該団体が行う支援事業の実施に関する業務の執行及び会計の経理を適正に行うための体制が整備されていること。

(3) 公正かつ適確な実施に関する指定基準（法第10条の2第1項第2号関係）

当該団体が行う支援事業において、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

当該団体が行う支援事業の実施体制に関する事項を公表することとしていること。

主務大臣による命令に違反したことにより指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないものでないこと。

2．環境教育等支援団体の指定の申請等

(1) 指定の申請（法第10条の2第7項関係）

指定の申請をしようとする団体は、次の事項を記載した様式第1による申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- イ 当該団体の名称及び住所並びに代表者の氏名
- ロ 当該団体が行う支援事業の名称
- ハ 当該団体が行う支援事業の内容
- ニ 当該団体が行う支援事業の対象となる者の範囲

の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- イ 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- ロ 直近の3事業年度の各事業年度における支援事業の実績を記載した書類
- ハ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における当該団体が行う支援事業の計画書及び収支予算書
- ニ 当該団体が行う支援事業について知識及び経験を有する者の確保の状況その他の業務の実施体制について記載した書面
- ホ 当該団体の財務諸表
- ヘ その他参考となるべき事項を記載した書類

(2) 変更等の届出(法第10条の2第7項関係)

支援団体は、2.(1) に掲げる事項に変更があったとき又は支援事業を廃止したときは、遅滞なく、様式第2又は様式第3によりその旨を主務大臣に届けなければならない。

．人材認定等事業登録制度

法律条文

- 法第 11 条 環境の保全に関する知識及び環境の保全に関する指導を行う能力を有する者若しくは協働取組の促進に必要な能力を有する者を育成し、若しくは認定する事業（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百四条に規定する学位の授与に係るものを含まない。）又は環境保全の意欲の増進若しくは環境教育に関する教材を開発し、及び提供する事業（以下「人材認定等事業」という。）であって主務省令で定めるものを行う企業、大学の設置者その他の事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体（第七項及び第十七条において「民間の団体等」という。）は、当該人材認定等事業について、主務大臣の登録を受けることができる。
- 2 前項の登録（以下この条及び第十三条から第十五条までにおいて単に「登録」という。）の申請をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
 - 二 人材認定等事業の内容
 - 三 その他主務省令で定める事項
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、登録の申請をすることができない。
- 一 第二十六条に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - 二 第十四条第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
 - 三 法人その他の団体であつて、その役員（法人でない団体にあつては、その代表者）のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの
- 4 主務大臣は、登録の申請に係る人材認定等事業が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その登録をしなければならない。
- 一 基本方針に照らして適切なものであること。
 - 二 人材認定等事業を適正かつ確実に行うに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。
- 5～6 （略）
- 7 登録を受けた人材認定等事業（以下「登録人材認定等事業」という。）を行う民間の団体等（以下「登録民間団体等」という。）は、第二項各号に掲げる事項を変更したとき又は登録人材認定等事業を廃止したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 8 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

省令の案

(以下、 1～4において、下線部は、現行の「人材認定等事業に係る登録に関する省令」に追加した内容。)

1. 事業内容（法第11条第1項関係）

(1) 人材認定等事業は、利益の分配その他の営利を主たる目的とするものでなく、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでもないこととする。

(2) このほか、以下の区分に応じ、それぞれの要件を満たすものとする。

人材認定等事業のうち、育成に係る事業（以下「育成事業」という。）

イ 講習又は研修（以下「講習等」という。）を行うものであること

ロ 当該育成事業に係る講習等が、当該育成事業の内容に応じ、次に掲げる事項を含むものであること。

(a) 環境の保全に関する指導又は協働取組の促進に必要な知識又は技能に関する事項

(b) 環境の保全に関する指導の安全な実施に必要な知識又は技能に関する事項

ハ 当該育成事業の内容に応じ、講習等を受けようとする者の安全の確保を図るための措置が講じられていること。

人材認定等事業のうち認定に係る事業（以下「認定事業」という。）

イ 書面審査、口述審査又は実地審査（以下「審査」という。）を行うものであること。

ロ 当該認定事業に係る審査の方法及び基準が明確であること。

ハ 当該認定事業に係る審査の基準は、当該認定事業の内容に応じ、次に掲げる基準を含むものであること。

(a) 環境の保全に関する指導又は協働取組の促進に必要な知識又は技能の水準に関する基準

(b) 環境の保全に関する指導の安全な実施に必要な知識又は技能の水準に関する基準

ニ 当該認定事業の内容に応じ、審査を受けようとする者の安全の確保を図るための措置が講じられていること。

人材認定等事業のうち教材の開発及び提供に係る事業（以下「教材開発・提供事業」という。）

環境保全の意欲の増進又は環境教育に関する教材（以下「環境教育教材」という。）であって、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育を行う者又は環境の保全に関する学習を行う者の利用に供するものを開発し、これらの者に提供するものであること。

2. 申請書への記載事項及び添付資料（法第 11 条第 2 項）

- (1) 登録の申請をしようとする者は、氏名又は名称及び住所等や、人材認定等事業の内容のほか、次に掲げる事項を記載した様式第 4 による申請書を主務大臣に提出しなければならない。

人材認定等事業の名称

人材認定等事業の行われる場所

育成事業及び認定事業については当該事業の対象となる者の範囲、教材開発・提供事業については当該事業に係る環境教育教材の提供の対象となる者の範囲

- (2) 申請書には、次に掲げる書類その他の資料を添付するものとする。

イ 申請者が個人である場合は、その住民票の写し（外国人にあっては、在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3 に規定する在留カードをいう。以下同じ。） 特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書をいう。以下同じ。）その他の身分を証する書類の写し）

ロ 申請者が法人その他の団体である場合は、その定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

ハ 申請者が法第 11 条第 3 項各号の規定に該当しないことを説明した書面

ニ 直近の 3 事業年度の各事業年度における登録の申請に係る人材認定等事業の実績を記載した書類

ホ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

ヘ 登録の申請に係る人材認定等事業について知識及び経験を有する者の確保の状況その他の業務の実施体制について記載した書面

ト 申請者が個人である場合は、所得税に係る納税証明書その他の当該事実を証明する書面

チ 申請者が法人その他の団体である場合は、財務諸表

リ 次に掲げる事項を記載した書類その他の資料

(a) 認定事業又は育成事業については、当該事業に係る手数料に関する事項及び講習等又は審査を受けようとする者の安全の確保を図るための措置に関する事項を記載した書類

(b) 育成事業については、講習等の講師の氏名、職業及び略歴並びに講習等の受講定員に関する事項を記載した書類

(c) 認定事業については、当該認定事業に係る審査の方法及び基準を記載した書類

(d) 教材開発・提供事業については、直近の三事業年度において開発した環境教育教材及び当該教材の概要（価格及び提供先に関する事項を含む。）を記載した書類

又 その他参考となるべき事項を記載した書類

3. 登録基準（法第11条第4項第2号関係）

経理的基礎に関する登録基準

イ 申請者が個人である場合は、人材認定等事業を適確かつ円滑に実施するのに必要な資金を確保する見込みがあること。

ロ 申請者が法人その他の団体である場合は、債務超過の状態にないこと及び支援事業を適確かつ円滑に実施するのに必要な資力を有していること。

技術的能力に関する登録基準

イ 申請者が個人である場合は、人材認定等事業の実施に関する業務の執行及び会計の経理を適正に行うための能力を有していること。

ロ 申請者が法人その他の団体である場合は、当該業務の執行及び会計の経理を適正に行うための体制が整備されていること。

ハ 登録の申請に係る育成事業については、次に掲げる要件を満たすものであること。

- (a) 申請者が個人である場合は、当該申請者が当該育成事業において3年以上講習等の業務に従事した経験を有していること。
- (b) 申請者が法人その他の団体である場合は、その構成員に当該育成事業において3年以上講習等の業務に従事した経験を有する者が一人以上含まれていること。
- (c) 当該育成事業に係る講習等を、当該育成事業において3年以上講習等の業務に従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者が行い、又はこれらの者の指導の下に適切に行うものであること。
- (d) 直近の3事業年度の各事業年度において当該育成事業に係る講習等を受けた者が5人以上であること。

ニ 登録の申請に係る認定事業については、直近の3事業年度の各事業年度において当該認定事業に係る審査を行っていること。

ホ 登録の申請に係る教材開発・提供事業については、次に掲げる要件を満たすものであること。

- (a) 直近の3事業年度において開発した環境教育教材の内容が環境保全の意欲の増進又は環境教育に効果を有すると認められるものであること。
- (b) 直近の3事業年度の各事業年度において当該事業に係る環境教育教材を環境保全の意欲の増進若しくは環境教育を行う者又は環境の保全に関する学習を行う者に広く提供していること。

4. 変更等手続（法第11条第7条関係）

2(1)の申請書の記載事項を変更した場合には様式第5、登録した事業を廃止した場合には様式第6による届出書によってしなければならない。

・体験の機会の場の認定制度

法律条文

法第 20 条 自然体験活動その他の体験活動を通じて環境の保全についての理解と関心を深めることの重要性に鑑み、土地又は建物の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（国民、民間団体等に限る。）は、当該土地又は建物を自然体験活動の場その他の多数の者を対象とするのにふさわしい環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場（以下「体験の機会の場」という。）として提供する場合には、当該体験の機会の場で行う事業の内容等が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができる。

- 一 基本方針に照らして適切なものであること。
- 二 行動計画を作成している都道府県にあっては、当該行動計画に照らして適切なものであること。
- 三 当該体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容が主務省令で定める基準に適合するものであること。
- 四 当該土地又は建物が主務省令で定める基準に適合するものであること。

2 （略）

3 第一項の認定（略）の申請をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- 二 体験の機会の場の名称及び所在地
- 三 当該体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容
- 四 その他主務省令で定める事項

4～7 （略）

8 認定を受けた体験の機会の場（以下「認定体験の機会の場」という。）を提供する国民、民間団体等（以下「認定民間団体等」という。）は、第三項各号に掲げる事項を変更したとき又はその提供を行わなくなったときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第 20 条の 2 都道府県知事は、認定をする場合において、当該認定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

2 前項の有効期間の更新を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、都道府県知事に申請書を提出しなければならない。

第 20 条の 4 認定民間団体等は、毎年、主務省令で定めるところにより、その運営の状況を都道府県知事に報告しなければならない。

2 （略）

第 20 条の 7 (略) 都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、体験の機会の場として提供される土地又は建物の全部が(略) 指定都市(略) 中核市(略) 又は都道府県に代わって当該事務を処理することにつきあらかじめその長が都道府県知事と協議を行った市町村(略) の区域内に含まれる場合においては、当該指定都市等の長が行う。(略)

2 (略)

3 第 1 項の規定により都道府県に代わって同項に規定する事務を処理することにつき都道府県知事と協議を行った市町村は、主務省令で定めるところにより、その旨及び当該事務を開始する日を公示するものとする。

省令の案

1. 認定基準(法第 20 条第 1 項関係)

(1) 認定を受けようとする体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容が以下の基準に適合すること。

環境の保全に関する学習の機会の提供を行うこと。

適切な計画が定められていること。

認定の申請に係る事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置が講ぜられていること。

特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

利益の分配その他の営利を主たる目的とするものでないこと。

当該事業に 3 年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の指導の下に適切に行われるものであること。

(2) 体験の場として認定する土地又は建物は、安全の確保その他の適切な管理が行われているものとする。

2. 認定の申請(法第 20 条第 3 項関係)

(1) 認定の申請をしようとする者は、法律第 20 条第 3 項第 1 号～第 3 号に定める事項(氏名又は名称及び住所、体験の機会の場で行う事業の内容等)のほか、次に掲げる事項を記載した様式第 7 による申請書を、都道府県知事(法第 20 条の 7 第 1 項に規定する場合にあっては同項に規定する指定都市等の長、法第 20 条の 8 に規定する場合にあっては主務大臣。更新の申請及び運営の状況の報告について同じ。)に提出しなければならない。

体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の対象となる者の範囲

認定の申請に係る事業のために体験の機会の場を提供する期間

(2) 上記 2 . (1) の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

申請者が個人である場合は、その住民票の写し（外国人にあっては、在留カード、特別永住者証明書その他の身分を証する書類の写し）

申請者が法人その他の団体である場合は、その定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

申請者が法第 20 条第 4 項各号の規定に該当しないことを説明した書面

直近の 3 事業年度の各事業年度における認定の申請に係る事業の実績を記載した書類

申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

認定の申請に係る事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置について記載した書類

認定の申請に係る事業について知識及び経験を有する者の確保の状況その他の業務の実施体制について記載した書面

認定の申請に係る事業の参加に要する費用の額及び当該事業の参加定員に関する事項を記載した書類

体験の機会の場に係る土地又は建物の位置を示す地図及び当該土地若しくは建物の登記事項証明書又はこれに準ずるもの

体験の機会の場に係る土地又は建物において認定の申請に係る事業を実施することについての当該事業の実施者の同意書

その他参考となるべき事項を記載した書類

(3) 変更及び廃止の届出（法第 20 条第 8 項関係）

2 (1) の申請書の記載事項を変更したときには様式第 8、当該体験の機会の場の提供を行わなくなったときには様式第 9 による届出書によって、都道府県知事に届け出なければならない。

(4) 更新の申請（法第 20 条の 2 第 2 項関係）

認定の更新の申請をしようとする者は、様式第 10 による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(5) 運営の状況の報告（法第 20 条の 4 第 1 項関係）

認定された民間団体等が都道府県知事に毎年することとされている運営状況の報告は、次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事が定める日までに提出することにより行うものとする。

イ 前年度における認定に係る事業の実施の状況

ロ イの事業に係る収支決算

上記 イ及びロについては、前年度における認定に係る事業が年度を超えて行われる場合など、年度毎の実施の状況又は収支決算の報告が困難であるときは、都道府県知事が定める期間における実施の状況又は収支決算とする。

(8) 市町村が都道府県に代わって認定を行う場合の公示の方法

(法第 20 条の 7 第 3 項関係)

指定都市等の長が、都道府県知事に代わって認定に関する事務を実施する場合に行う公示は、インターネットの利用等の適切な方法により行うものとする。

．民間団体の公共サービスへの参入の機会の増大

法律条文

(民間団体の公共サービスへの参入の機会の増大等)

法第 21 条の 3 国及び独立行政法人等(国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成 19 年法律第 56 号)第 2 条第 3 項に規定する独立行政法人等をいう。以下この条において同じ。)は、環境の保全に関する公共サービス(国民、民間団体等の環境の保全に関する取組を推進するための施設の運営又は管理、環境の保全に関する取組についての調査研究(当該取組に関する政策に係るものを含む。)等の国及び独立行政法人等の事務又は事業として行われる国民、民間団体等に対する環境の保全に関するサービスの提供その他の環境の保全の推進に資する業務をいう。以下この条において同じ。)の実施に当たっては、民間団体がその専門的な知見又は地域の特性を生かすことができる分野において、当該民間団体の参入の機会の増大を図るよう努めるものとする。

2 国及び独立行政法人等は、民間団体がその専門的な知見又は地域の特性を生かすことができる分野において環境の保全に関する公共サービスを協働取組により実施することが効果的であると認められる場合には、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、協働取組による当該公共サービスの効果が十分に発揮される契約の推進に努めるものとする。

3 前項に規定する契約の締結及びその履行に関する事務を行うに当たって配慮すべき事項その他の当該契約の推進に関して必要な事項は、**環境省令**で定める。

4 地方公共団体は、第 1 項及び第 2 項に規定する施策に準じて、民間団体の参入の機会の増大及び協働取組による公共サービスの実施の効果が十分に発揮される契約の推進に努めるものとする。

省令の案

国及び独立行政法人等は、民間団体がその専門的な知見又は地域の特性を生かすことができる分野において、環境保全に関する公共サービスを協働取組により実施することが効果的であると認められる場合には、契約の相手方を選定するに当たって、経済性に留意しつつ、当該契約に係る環境の保全に関する公共サービスの性質及び地域の特性を勘案しながら、価格に加えて民間団体が有する専門的知見、技術的能力、実務経験又は学識経験、組織体制、事業の継続性その他の要素を適切に評価できる契約手続によることとする(入札に参加する者に必要な資格に関する配慮を含む。)

．協定制度

法律条文

(環境保全に係る協定の締結等)

法第 21 条の 4 国又は地方公共団体及び国民、民間団体等は、協働取組を推進するための役割分担を定めた協定の締結並びに当該協定の作成に関する協議及び当該協定の実施に係る連絡調整を行うための協議会の設置を行うことができる。

2 国は、前項の規定による協定の締結を行った場合には、インターネットの利用その他適切な方法により協定の内容その他主務省令で定める事項を公表するものとする。

3 国及び国民、民間団体等は、第一項の規定による協定の締結を行った場合には、当該協定に定められた事項を誠実に履行するとともに、当該協定に定める事項の実施の状況について評価を行い、その結果を公表するものとする。

4 地方公共団体は、第一項の規定による協定の締結を行った場合には、前二項に規定する国の措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 国民、民間団体等は、国又は地方公共団体と協働取組を行う必要があるときは、主務省令で定めるところにより、当該国又は地方公共団体に対し、その旨を申し出ることができる。

6 国又は地方公共団体は、前項の規定による申出を受けた場合において、主務省令で定める基準に照らして適切であると認めるときは、協働取組を行うよう努めるものとする。

省令の案

1 ．環境保全に係る協定の公表事項（法第 21 条の 4 第 2 項関係）

国が国民・民間団体等と環境保全に係る協定を締結した場合に行うこととされている公表は、協定の内容のほか、次に掲げる事項について行うものとする。

協定の名称

協定の対象区域

協定の有効期間

協定に参加する者の氏名又は名称

2. 協働取組の申出（法第 21 条の 4 第 5 項関係）

- (1) 国民、民間団体等は、国又は地方公共団体と協働取組を行う必要があるとして申し出るときには、次に掲げる事項を記載した様式第 11 による申出書を、協働取組の相手方が国であるものにあつては主務大臣に、地方公共団体であるものにあつては当該協働取組の対象区域を管轄する地方公共団体の長に対して提出しなければならない。

氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体であつては代表者の氏名
協働取組の名称
協働取組の内容
協働取組の目的
協働取組の対象区域
協働取組の期間
協働取組に参加する者の氏名又は名称

- (2) 上記 (1) の申出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

申出者が個人である場合は当該個人の住民票の写し（外国人にあつては、在留カード、特別永住者証明書その他の身分を証する書類の写し）

申出者が法人その他の団体である場合は、その定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

その他参考となるべき事項を記載した書類

- (3) 申出を受けた主務大臣又は地方公共団体の長は、上記 (2) のほか、協定の締結のために必要な書類の提出を求めることができる

3. 申出を適切であると認める基準（法第 21 条の 4 第 6 項関係）

国又は地方公共団体が、上記 2 . による申出が適切であるか否かを判断する基準は、次に掲げるものとする。

基本方針に照らして適切なものであること。

法第 8 条第 1 項の規定による行動計画を作成している都道府県又は市町村にあつては、当該行動計画に照らして適切なものであること。

申出に係る協働取組の内容が環境の保全上の効果を有すると認められるものであること。

特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

申出に係る協働取組が、主務大臣又はその相手方として希望する地方公共団体の長の所掌事務の範囲に照らして適当なものであること。

4 . 権限の委任

上記 2 . による申出を受理する主務大臣の権限は、地方支分部局の長に委任できる。

．協定の届出制度

法律条文

(国民、民間団体等による協定の届出等)

法第 21 条の 5 国民、民間団体等が協働取組の推進に関し協定を締結した場合には、当該国民、民間団体等は、都道府県知事(当該取組が 2 以上の都道府県にわたる場合にあっては、主務大臣。第 3 項、第 6 項及び第 7 項を除き、以下この条において同じ。) に対し、当該協定を届け出ることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出(以下この条において単に「届出」という。) のあった協定の内容が、環境の保全上の効果を有するものであり、かつ、法令に違反しないと認めるときは、インターネットの利用その他適切な方法により協定の内容その他主務省令で定める事項を公表するよう努めるものとする。

3 都道府県知事は、第 1 項に規定する協定の締結に際して当該国民、民間団体等から事前に申出があった場合その他必要と認める場合には、主務大臣に対し、当該協定が法令に適合しているかどうかについて関係行政機関の長に確認するよう要請することができる。

4 届出をした国民、民間団体等は、当該協定に定められた事項を誠実に履行するものとする。

5 都道府県知事は、届出をした国民、民間団体等に対し、届出のあった協定に定める事項が円滑に実施されるよう必要な助言又は指導に努めるものとする。

6 (略)

7 第 20 条の 7 第 3 項の規定は、前項の規定により都道府県に代わって同項に規定する事務を処理することにつき都道府県知事と協議を行った市町村について準用する。

8 前各項に定めるもののほか、届出及び第 1 項に規定する協定の廃止に関し必要な事項は、主務省令で定める。

省令の案

1. 国民・民間団体等による協定の公表事項（法第 21 条の 5 第 2 項関係）

都道府県知事が、国民・民間団体等が協働取組の推進に関して締結した協定について届出を受けた場合に、公表するよう努めるものとされている事項は、協定の内容のほか、次に掲げる事項とする。

協定の名称
協定の対象区域
協定の有効期間
協定に参加する者の氏名又は名称

2. その他必要な事項（法第 21 条の 5 第 8 項関係）

- (1) 国民、民間団体等は、協働取組の推進に関する協定の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第 12 による届出書を、都道府県知事（当該届出に係る協定の対象区域が 2 以上の都道府県にわたる場合にあっては、主務大臣）に対して提出しなければならない。

氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体であっては代表者の氏名
協定の名称
協定の内容
協定の目的
協定の対象区域
協定の有効期間
協定に参加する者の氏名又は名称

- (2) 上記 (1) の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

届出者が個人である場合は当該個人の住民票の写し（外国人にあっては、在留カード、特別永住者証明書その他の身分を証する書類の写し）

届出者が法人その他の団体である場合は、その定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

その他参考となるべき事項を記載した書類

- (3) 協働取組の推進に関する協定の内容が都道府県知事により公表された国民、民間団体等は、上記 2 .(1) に掲げる事項を変更する場合には様式 13 により、又は当該協定を廃止する場合には様式 14 により、届出書を提出した都道府県知事に対して提出しなければならない。